

静岡県建設産業国民健康保険組合のご案内

1. 加入資格について

1. 静建国保に加入できる方

当組合は、国民健康保険法に基づき静岡県知事に認可された医療保険者（公法人）です。静岡県建設産業組合連合会を母体とし、その会員と家族が被保険者となり構成されています。

◇組合員の要件

- ①静岡県建設産業組合連合会の会員で建設業に従事している方。
- ②県内に住所（住民票）がある方。
- ③母体の会員になるには満 65 歳未満であることが条件です。（加入受付時）

2. 法人事業所と 5 人以上従業員のいる個人事業所について

法人事業所と常時 5 人以上従業員のいる個人事業所は当組合に加入することはできません。

また、従業員が 5 人未満の個人事業所であっても、事業主が当組合に未加入の場合は従業員のみの加入はできません。なお、次の場合は特例として加入することが認められています。

- (1)既に当組合に加入している事業所が、法人を設立し組織変更を行った場合
 - (2)法人設立の届出をする前に母体への加入手続きを行い、同時に当組合に加入した場合
- ※いずれも「社会保険の適用を除外する手続き」（健康保険適用除外承認申請）が必要です。

3. 社会保険の適用を除外する手続き（健康保険適用除外承認申請）について

当組合加入後、法人に組織変更した場合や 5 人以上従業員を常時雇用する個人事業所については、厚生年金の加入（5 日以内）と社会保険の健康保険を適用しないという手続き（健康保険適用除外承認申請）を 14 日以内に年金事務所に届出する必要があります。年金事務所から送付される「健康保険被保険者適用除外承認証」等の写しを当組合へ提出してください。

加入の手続き（提出書類など）

○母体の加入手続（地区の支部に所属）と同時に国保組合の加入手続を行います。

※母体支部（地区の職種組合等）に加入しないと当組合に加入することはできません。

○加入に必要な提出書類等

◇静岡県建設産業組合連合会（母体）への提出書類

- ・ 加入申込書
- ・ 会員になる方の健康診断書（自費）
- ・ 誓約書

◇静岡県建設産業国民健康保険組合（国保）への提出書類

- ・ 加入申込書
- ・ マイナンバー記載住民票（世帯主や続柄などが省略されていないものを世帯全員分）
- ・ 本人確認書類（運転免許証等）
- ・ 建設業に従事していることが確認できる公的な書類（確定申告書等）
- ・ 前の健康保険の脱退連絡票や健康保険現況調べなど

※適用除外承認手続きが済んでいる法人等事業所の従業員は健康診断書の提出は不要です。

静建国保からのお願い

- ◇市町国保から静建国保に加入したら速やかに市町国保へ健康保険変更の手続きをしてください。
(手続きを行わないと健康保険の二重加入、保険料の二重払いの原因となります。)
- ◇適用除外の承認を受けている法人事業所等の従業員が県外に住所を移したり、県外の営業所等で新規に雇用した従業員は、静建国保に加入できません。社会保険の適用になります
- ◇家族の方の異動(退職や出生による加入、就職・転居・死亡等による脱退)や記載事項(住所や氏名など)の変更があった場合は、所属する支部へ14日以内に届出をお願いします。
- ◇当組合では3年に1回組合員資格の調査を行っています。調査のときは組合が指定する書類(確定申告書の写し等)の提出にご協力ください。
- ◇当組合ではマイナ保険証の使用を推奨しています。保険証としてマイナンバーカードを利用するために保険証機能の登録をお願いします。

2. 保険料について

○医療分保険料(令和6年4月～現在)

区 分		医療保険分月額	後期支援金分月額
1種組合員	65歳～75歳未満	17,500円	3,000円
2種組合員	35歳～65歳未満	16,500円	3,000円
3種組合員	25歳～35歳未満	12,000円	3,000円
4種組合員	20歳～25歳未満	9,000円	3,000円
5種組合員	20歳未満	7,000円	3,000円
ご家族 1名につき	一般家族	2,500円	2,500円
	未就学児	1,500円	2,500円

○介護分保険料(令和6年4月～現在)

介護第2号被保険者	区 分	介護納金分月額
40歳～64歳の被保険者	組合員	3,800円
	ご家族1名につき	3,800円

○静岡県建設産業組合連合会(母体)の会費等

・母体への加入金(初回のみ)	4,000円	※保険料の納付や支部の会費等については、所属の支部へお問い合わせ下さい。
・毎月の母体会費	40円	
・その他に母体支部の会費等があります。		

3. 保険給付について

療養の給付	区 分		自己負担割合
	組合員・家族（6歳～69歳）		3割
	70歳～74歳の 被保険者	現役並み所得者	3割
		一般所得者	2割
	未就学児（6歳誕生日から最初の3月末まで）		2割

療養費	次に該当する場合、いったん全額支払っていただき、申請により払い戻し（償還払い）が受けられます。 (1) コルセット等の作成、鍼灸・マッサージ等の施術（医師の同意が必要） (2) 資格手続中などで保険証を提示できず自費で診療を受けたとき (3) やむを得なく海外などで医療機関を受診したとき
-----	--

高額療養費	・「限度額適用認定証」の提示により自己負担限度額（所得によって異なります）までとなり、窓口支払いの負担軽減になります。 ・認定証の発行には申請が必要ですが、マイナ保険証を利用することで申請は不要になります。 ・認定証の発行は、保険料の納付に滞納のない方が対象となります。 ・償還払いになる方には、当組合からお知らせが届きます。 ・人工透析等で必要な「特定疾病療養受領証」を発行します。
-------	--

出産育児一時金	被保険者が出産したとき、1児につき50万円を支給します。 出産される方と病院とで直接支払を合意した場合、組合が直接病院に出産費用を払い、その費用が50万円以下の場合は本人に差額を償還いたします。
---------	--

葬祭費	組合員	組合に加入するご家族
	10万円	6万円

傷病手当金 ※組合独自の 給付です	組合員が療養のために入院した時 入院4日目から1日4,000円×50日まで 年間支給額 20万円限度 ただし、業務上のケガ・交通事故等第三者行為による場合は支給の対象外となります。
-------------------------	---

【70歳～74歳の高齢者受給者証交付対象者の皆様へ】

毎年8/1が高齢受給者証の更新日です。当組合では窓口での自己負担割合を算定するためにご提出いただいた個人番号を使い住民税課税標準額を取得させていただいております。

【マイナンバー制度について】

マイナンバー制度の導入に伴い、新規加入・家族の加入・現金給付の申請などには、個人番号と本人確認として組合員（本人）の運転免許証の写しなどを組合に提出することが義務付けられています。

4. 保健事業について

種 類		対 象 者	内 容
①健康診断	特定健診	40 歳～74 歳の 被保険者	年度内 1 回限り特定健診の費用を助成します。 (追加項目を含めて 無料)
	特定保健指導		特定健診の結果により、生活習慣の改善が必要 とされた方には 無料 で受けられます。
	人間ドック 脳ドック		県内の契約健診施設でドックを受けると、費用 の一部を助成します。 助成額 20,000円
	ファミリー健診		特定健診と一部の婦人科検診が同時に 無料 で 受けられます。(ネット予約可能)
	支部集団健診	40 歳未満の 被保険者も受診可	支部が実施する集団健診が 無料 で受けられま す。(オプション有料)
	歯科健診	20 歳～74 歳の 被保険者	年度内 1 回限り歯科健診を 無料 で受けられま す。(県歯科医師会に所属する医院に限る)
②インフルエンザ予防接種		18 歳未満の 被保険者	年度内 1 回限りワクチン接種費用を助成しま す。 助成額 1,500円
③健康増進施設		被保険者	日帰り温泉や夏季プールの契約施設の利用券 を配布しています。
④家庭常備薬セット・ 卓上カレンダーの配布		組合員世帯	感冒薬セットや卓上カレンダーを世帯に無料 で配布しています。
⑥育児雑誌の配布		出産された 被保険者	育児情報誌「赤ちゃんと！」を 1 年間お送りし ます。
⑦国保だより		組合員世帯	組合からの大切なお知らせなどを掲載した季 刊広報誌を年 3 回配布します。
⑧健康優良家庭表彰		無受診世帯	1 年間無受診だった世帯に記念品を贈呈して います。
⑨健康相談・メンタルヘルス		被保険者	電話による健康相談やメンタルヘルスカウン セリングを行っています。 (無料)

※当組合で行う健康診断の内、特定健診、人間ドック・脳ドック、ファミリー健診、支部の集団健診は、
年度内でいずれか 1 つのみ受診が可能です。健診を受ける場合は、どれか一つを選択してお申し込み
ください。

詳しいことは組合のホームページをご覧ください

静岡県建設産業国民健康保険組合/静岡県建設産業組合連合会（母体）



〒420-0839 静岡県静岡市葵区鷹匠 2 丁目 5 番 2 号
TEL : 054 (252) 3912 FAX : 054 (252) 6794
組合 HP <https://www.shizuken-kokuho.or.jp>